

## 第 49 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 49 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 4 年 2 月 10 日(木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

会場：富山市役所 8 階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

<議事>

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更について（富山市決定）  
…桜谷みどり町地区における地区計画の変更

<報告>

- ・富山市立地適正化計画防災指針の検討状況について
- ・富山市景観計画の改定について

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（代理出席者、欠席委員の紹介）

事務局： 現在、審議委員 20 名中、13 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

会長：（あいさつ）

会長： 今回の署名委員として「品川委員」と「石倉委員」にお願いしたいと思います。

品川委員： 了承。

石倉委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号について事務局から説明をお

願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）  
（議案第1号について説明）

会長： ありがとうございます。基本的には既存地区計画から内容に変更はないということですが、一部内容に変更のある附属建築物の壁面後退の除外について背景等を説明いただけないでしょうか。

事務局： 今回の変更は、地元町内会からの要望により既存地区計画の区域を拡大するものです。地元町内会は、既存地区計画の内容をそのまま踏襲してほしいとのことでしたが、現地調査をしたところ、現在の地区整備計画だと既存不適格建築物が多数ありました。そういった調査内容を踏まえ地元町内会と話し合いをしたところ、附属建築物については適用除外にさせていただきたいということでしたので、今回一部変更を行うことになりました。

会長： 今回地区計画を変更する地区は市街化調整区域ですが、周囲を見ると市街化区域に囲まれています。周囲には田等の開発が進んでいない場所もありますが、その場所を含めて今回の地区を市街化編入することは不自然ではないと思いますが、将来的にはどのように考えているのでしょうか。

事務局： 市街化編入となりますと県決定の案件であり、その際には将来人口や世帯分離等いくつかの要因を勘案して市街化編入を検討することが原則であると考えています。市街化調整区域にある団地についてどのように整合を図っていくかは課題であると考えています。一方で、富山市は公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを進めており、呉羽駅や東富山駅周辺を市街化編入したという経緯もあります。市街化編入することは人口フレーム等との兼ね合いがあり、編入できる面積には上限があるため、将来のまちづくりを勘案して優先順位を考えていきたいと思っています。

会長： 今後は立地適正化計画の考え方からすれば、居住誘導区域外での市街化調整区域では、開発は認めないということでもよろしいでしょうか。

事務局： 平成18年以降は都市計画法の改正もあり、市街化調整区域において大規模な造成工事は積極的に実施できる状況ではありません。一方で、本市のまちづくりの方針として、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを掲げており、地区計画制度を活用した良好な居住環境の住宅地は、十分に精査したうえで一部を認めることもあると考えております。

会長： そうしますと、将来的に居住誘導区域との整合性が取れなくなるタイミングが

必ずくると思います。そういった整合性については、各自治体悩んでいると思います。慎重に議論、検討していただければと思います。

委員： 附属建築物の壁面後退の一部除外についてなのですが、富山は雪の影響もあり、道路に面して壁面があると、高齢者等が通行する際の支障になることも想定されます。一部除外することによって、そういったリスクは考えられるのでしょうか。

事務局： 今回変更する部分は、軒高3m以下の車庫や倉庫等の附属建築物について、道路境界線からの壁面後退を適用除外にするものです。現状既に車庫等が道路に面して建ち並んでおり、今回緩和したことによってリスクが変化するわけではないと考えております。

会長： 他にご意見がなければ、議案第1号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。続いて報告案件です。富山市立地適正化計画防災指針の検討状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (説明資料：報告案件)  
(富山市立地適正化計画防災指針の検討状況について説明)

会長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします

委員： 災害リスクの検証をしていく中で、リスクに対してどのように対処していくかということが求められると考えられますが、それは活力都市創造部だけの問題ではなく、市全体の問題であると思います。今回の防災指針の方向性につきましては、市内部のどの部署と協議しながら進めているのでしょうか。

事務局： 防災指針の方向性については、庁内で検討委員会を発足しております。メンバーは防災指針に関係してくる、防災対策課や河川整備課、上下水道局等のハザードマップ等の作成や防災対策を実施している部署です。検討委員会では、課題に対してどのような対策を実施できるか議論しながら一丸となって進めています。

委員： 関係部局との協議は当然されると思うのですが、協議をされる際のまとめ役は活力都市創造部で行っているのでしょうか。

事務局： 今回の防災指針につきましては、立地適正化計画の一部であるため、現在活力都市創造部で検討、作成をしております。しかし、計画は市としての計画である

ため、最終的には市長をトップとした行政の中でオーソライズされます。そのため、防災指針につきましては活力都市創造部で進めておりますが、防災全体につきましては市長をトップとした組織の中で決めていくことになります。

会 長： 地震や豪雨等のハザードマップ周知はどのように行っているのでしょうか。ホームページ掲載は行っていると思いますが、その他何か実施していますか？

事 務 局： 町内会等を通じて各戸配布を行っているものもあります。また建設部では、その場所の浸水深が目で見えるようにサインを掲示する、まるとまちごとハザードマップ等の取り組みを検討しています。

会 長： 市民がどれくらいリスクがこの場所、建物にあるかを熟知していることが非常に重要だと思います。一度の周知だけでなく、市としてそういった取り組みを今後も続けていただければと思います。他にご意見がなければ、次の報告案件に移ります。続いて富山市景観計画の改定について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：報告案件）  
（富山市景観計画の改定について説明）

会 長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします

委 員： 1点目ですが、太陽光パネル等の再生可能エネルギーについて、記載いただきましてありがとうございます。最近、再生可能エネルギーの取り組みに対して、景観が阻害されることへの意見書要望等をいただくことがあります。この要望に対しましては、法律等の内容を基に意見を書くことになるため、景観計画に記載いただくことで意見の内容判断を行うことができます。2点目ですが、景観法には良好な景観という文言はあるのですが、景観の定義がありません。そのため法律というツールはあるのですが、自治体に判断を任せている部分もあり実施するのが難しいと思います。そういった中、景観形成の基本方針中の景観分類について新たに線を意識した軸と、無形のものである心象を細分化、追加されることは良いと思います。最近私が関係している景観事例に文化的景観という表現のものがあります。四万十市の事例で、文化的景観の保全を目的に条例化されているものや東京都の条例等、文化的景観についていくつか事例がありますので、文化的景観を用語として用いられることもご検討ください。最後に、眺望景観を生かした景観まちづくりの充実も良い事だと思います。景観は、土木系のテクニカルな景観、眺望、自然、領域や人によって使われ方が異なってきます。法的な観点でいきますと、眺望権とは地点や場所を所有占有している人の権利として確立していますが、景観権というものは認められていないものです。富山市の景観計画は、所有者でなくても、占有者でなくても、一般住民や観光客が眺望利益を享受でき

るような仕組みを整えられ育てていく計画だと思い大変評価しております。どこかアカデミックな場面でご紹介できたらと思います。

事務局： 今回の景観計画改定で、市民の方々に景観とは身近なものであり、市内においても素晴らしい眺望等があるということをご理解していただきたいと考えております。そのため、市民の方々が理解しやすく手に取りやすい内容になるよう、現在作成を進めております。本市は立山あおぐ特等席というテーマを制定しておりますので、その眺望を守っていくことや、今後眺望点を発掘していき、市民の方々に広げていくことで景観に対する意識を高めていただきたいという思いを込めて景観計画の改定を進め、啓発活動につなげていきたいと考えております。

委員： 改定計画中にある実現可能な方策についてですが、市民の方々と企業の方々と協働してまちづくりを行うのは大事なことだと認識しております。一方で、景観計画4-2中に「景観まちづくり支援体制の整備」という項目あるのですが、企業が入っていないのはなぜでしょうか。

事務局： これまで、大規模な建築物を建築する際に届出等を通じて企業とのかかわりはあったのですが、ソフト面での繋がりはありませんでした。市民の方々への景観に対する啓発もありますが、企業に対しての啓発活動も大事であると考えております。今後、市と企業の方々が一緒にできるようなことを考えていきたいと思っています。

会長： 今ほどのご指摘は非常に重要な点だと思います。景観計画区域を市域全域としているので、そこには公有地、個人所有の民地、企業所有の民地、等多様な土地や建物が存在しています。そのため、景観を協働で進めていくには、行政、個人、企業が一体となって進めるのが重要ではないかと思えます。

会長： 心象景観を追加されるのが一つの特徴だと思いますが、先ほどお話にあった文化的景観に似ている部分があると理解しました。しかし、目に見えない心の中の景観である心象景観は非常に難しいものだと思います。それは、地域の文化や伝統、祭事等がかかわってくるため、地域のコミュニティの維持や活性化が非常に重要になってくるのではないかと思います。景観計画ではその部分はどのように記載されているのでしょうか。

事務局： 心象景観は、市民の方々に景観がより身近なものであることを認識していただくことを目的に追加いたしました。このような事例は全国的に無いものなので、今後どのように運用していくか、コミュニティを醸成しながら伝統を継承していくことも重要なことなので、そういったことを含めて今後課題として検討していきたいと考えております。

会 長： その他、特にご意見が無ければ、これで本日の議題はすべて終了となります。

事 務 局： ありがとうございました。（第 49 回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、富樫委員、品川委員、新庄委員、石倉委員、高橋委員、橋本委員、松尾委員、田村委員（代理）、古池委員（代理）、倉田委員（代理）（計 13 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）、都市計画課長、その他 6 名